

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、

平成 27 年（ワ）第 34 号、平成 29 年（ワ）第 85 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 菅野清一 外 377 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2018（平成30）年10月15日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

準 備 書 面 (369)

（求釈明に対する回答 2）

原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝 代

同 弁護士 広田 次男 代

同 弁護士 鈴木 勇博 代

同 弁護士 米倉 勉 代

同 弁護士 笹山 尚人 代

同 弁護士 高橋 右京 代

同 弁護士 鳥飼 康二 代

同 弁護士 市野 綾子 代

同 弁護士 山田 大輔 代

外

平成30年9月20日付け御庁からの求釈明に対する原告らの回答は、下記のとおりである。

記

1 大阪国際空港訴訟・最高裁判決との異同（裁判所質問第1項）

（1）裁判所の理解と質問の趣旨

貴裁判所の質問の趣旨は、大坂国際空港訴訟判決における請求方式は「一律請求」であり、各自が受けている具体的被害の内容及び程度には差異があるとしても、そのうち同一と認められる性質・程度の損害を一定の限度で全員に共通する損害として捉え、各自について一律の賠償を求めていたものと整理した上で、本件避難者訴訟における請求方式は、かかる一律請求と異なるのかどうか、異なるのであれば相違点を明らかにするよう求めているものと解される。

この点については、本件避難者訴訟の請求方式は、大阪国際空港訴訟の最高裁判決における請求方式であるとされる上記の「一律請求」とは異なるものである。

大坂国際空港訴訟判決は、「(各自の被害の) 具体的内容において若干の差異はあっても」、「同一と認められる性質・程度の被害を被上告人全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めることも許されないではない」としている。

これに対し、本件避難者訴訟では、「避難生活による苦痛」「故郷の喪失」のいずれにおいても、被害の具体的な内容は被害者ごとに異なるものであり、同一の内容・程度の損害を「共通する損害」として一律の賠償を求めていたものではない。ただ、各原告に共通する最低の損害額という範囲で、一律・一部請求をしているものである。

両訴訟の具体的な相違点は、以下にて詳述する。

（2）両訴訟の被害の差異

公害による被害といつても、「騒音」と「避難」・「故郷喪失」（併せて「包括的生活利益の侵害」）では、その性質に大きな違いがある。

A 騒音

各被害者の生活条件、身体的条件等に相違があるとしても、基本的には、断続的な騒音による生活上の支障という「生活妨害」であり、騒音という特定の原因による生活の部分的な支障、すなわち、会話等の障害、睡眠妨害、静穏な生活環境の悪化などである。

ここでは、生活そのものは維持されており、騒音が止めば地域の平穏な生活が復活する。その支障の「内容と程度」に差異があるとしても、基本的な内容・性質は共通であり、その程度も基本的には騒音の程度に比例して共通するものと評価することも可能である。

そこで、立証負担の軽減のために、被害の内容を個別化せずに抽象化し、損害の算定評価も抽象的損害計算により、共通化（一律評価）できるとしたものと解される。すなわち、一律請求方式である。

B 包括的生活利益の侵害

これに対して「避難」・「故郷喪失」という「包括的生活利益の侵害」は、放射能汚染による地域生活の全般的な（丸ごとの）破壊・剥奪であり、除染等で放射線量がある程度低減したとしても、失われた元の生活は戻らない。このような全般的な地域の破壊による、被害の多様性・広範性が特徴である。したがって、原告によって、被害の具体的な内容が異なる。

しかし、多様で広範な被害を包括的に捉えるならば、その共通する損害要素を括り出すことが可能であり、その要素は、避難生活による損害と故郷喪失損害という2つの損害に分類することができる。具体的には異なる多様な損害を、避難生活による精神的損害並びに包括的生活利益の喪失（無形の損害）とこれによる精神的損害（故

郷喪失損害) という 2 つの損害要素において、それぞれの損害をそれぞれ包括的に評価するのである。

とはいっても、被害の内容は元来個別的であり、程度の差も無視できないから、それぞれの原告の損害の内容と程度(損害金額)を共通化(一律評価)したり、その一部を取り出して請求することはできない。

(3) 請求方式の違い

A 大阪空港訴訟判決

大坂国際空港訴訟では、被害の内容を、個別化せずに抽象化し、損害の程度についての評価も共通化(一律評価)する。すなわち、いわゆる一律請求方式である。

同訴訟においては、騒音の程度によって、段階的な損害額の一評価をすることにより、個別立証を不要にする。したがって、各自の生活条件や身体的条件等に応じて、原告によってこれを超える損害があるという請求(一部請求)ではないと思われる。

B 本件避難者訴訟

本件避難者訴訟は、各原告の被害の内容が個別的であり、程度の差も無視できないから、それぞれの原告の損害の内容と程度(損害金額)を共通化(一律評価)することはできない。

とはいっても、大量の被害が発生している中での集団訴訟であるから、個別の請求を立てることは困難である。そこで、全ての原告の損害を金銭的に評価すると、少なくとも 1 人月額 50 万円(避難慰謝料)、1 人 2000 万円(故郷喪失損害)という範囲で損害が生じているという意味で共通なので、その範囲で一律に一部請求をしている。

原告において、原告ごとに個別の損害算定を行う主張・立証をすることや、その上で裁判所が、個別の損害額を認定することは、い

ずれも時間的・技術的に困難を伴う。そこで、それぞれの具体的な損害事実について主張・立証しつつ、その算定評価については、各原告に共通する最低額の立証と認定という請求方式により、この困難を回避しようとしているのである。

かかる考察のもとに、本件避難者訴訟においては、全世帯の陳述書及び本人尋問の実施により、個別の損害事実を主張・立証してきた。これは、各原告の個別的な主張立証の意味合いのみならず、被害（故郷喪失及び避難生活）の全体像を示す事実（損害の事実）を原告本人尋問や検証を通じて多面的に主張・立証するという意味合いをもっている。原告らは、かかる主張立証活動により、多岐にわたりしかもそれぞれの被害が絡まり合い相乗り合っている総体を包括的に捉えることを可能とし、かつ、かかる包括的な被害を故郷喪失慰謝料及び避難慰謝料として評価することを可能とすべく、訴訟活動をおこなってきたものである。

原告らは、このような立証を、ほぼ全世帯について実施することにより、被害の程度（損害算定）について、全ての被害者に共通する最低額を、あらたな「経験則」として構築してきた。被害者にとって、その損害の程度は異なるところ、最低の水準は月額 50 万円という評価である。これを超える損害は、この最低水準の損害額を基準として、その上積みとして算定することが可能になる。

2 準備書面（361）の理解（裁判所の質問第2項）

（1）裁判所の理解と質問

貴裁判所の求釈明は、原告の、年齢や性別等の属性によって、損害額を差別的に引き下げるべきではないという主張に関して、その意味は「原告らの年齢・性別等の属性が異なり、原告らの経験した被害

事実の範囲や要素に差異があったとしても、原告らの慰謝料額は同一の金額と算定すべきである」という理解で良いかという趣旨の質問であると解される。

(2) 求釈明に対する回答

原告らは、そのような一般的な意味で主張しているものではない。ここでの原告らの主張は、幼児や移住者など、その類型的な属性を理由にして慰謝料額を引き下げる被告の主張や、そのような損害認定が予想される原告の類型を想定し、被告の側でそうした類型的な属性の違いによる損害の差異を主張・立証した場合でなければ、こうした差別的な損害認定をするべきではないという、予防的な反論をしたものである。

しかし、貴裁判所の整理は、こうした「引き下げ方向」の類型的な取り扱いに限定しないで、損害額の算定に一般化し、原告らが「各原告の差異を問わない同一の損害額算定」を主張しているものかと求釈明をしているものと解され、そのような整理は、原告らの主張とは異なるものである。

3 「個々の事情を踏まえた増額加算」(貴裁判所の質問第3項、同4項)

(1) 原告らは「共通損害」を観念したわけではないこと

準備書面（335）における当該記載は、1陣判決が「共通損害」と「個別損害」を区別し、共通損害だけが請求されている（原告は「個別損害」について請求していない）という判示をしていることを前提にしたものである。

上記の主張は、裁判所が認定した、その「共通損害」の評価額が例えば月額20万円だという判断なのであれば、論理的には、それを超える総評価額の原告も存在するはずで、その超過分を「個別損害」と表

現し、それにあたる部分の損害が増額加算される必要があると述べたものである。

しかし、原告らは、すべての損害事実を提示しただけであって、「共通損害」と「個別損害」の区別をしておらず、もとより共通損害だけを請求するという請求方式をとっていないから、「個別損害」（個々の事情）といわれるものを観念することも、「明示」することもできない。むしろ裁判所は、このような区別を維持しようとするのであれば、1陣判決で自ら判示した「共通損害」と「個別損害」の区別に従い、どれが「共通損害」なのかを示さなければなるまい。そうすれば、その余の損害が、それぞれの原告における個別損害にあたることになる。

但し、原告らはそのような「共通損害」と「個別損害」の区別（共通損害のみの請求）をしていないから、上記の記載は1陣判決の理解に対する批判的検討であって、そのような区別を用いた判断をせよという主張ではない。

（2）交通事故賠償との対比

原告らが求めたのは、避難者が遭遇した様々な事情を踏まえれば、避難慰謝料は少なくとも月額50万円、故郷喪失慰謝料は少なくとも一人2000万円に相当するという新たな経験則を確立することである。

例えるならば、交通事故賠償における慰謝料（入通院慰謝料、後遺障害慰謝料）の基準は、現在は、いわゆる赤い本による基準が実務で定着している。この基準も、所与のものではなく、交通事故被害者が遭遇した様々な被害事情を踏まえて、「どのような被害者であっても、経験則上、少なくともこの程度の被害（精神的苦痛）を被っている」と歴史的に確立してきたものである。

原告らの一律一部請求の趣旨は、裁判所が「避難慰謝料月額50万

円、故郷喪失慰謝料一人 2000 万円」との認定（経験則の確立）をしてくれるのであれば、それ以上の請求はしない、という趣旨である。

一方、不本意ながら、裁判所の認定（経験則の確立）が、上記に満たない場合（たとえば避難慰謝料月額 20 万円、故郷喪失慰謝料一人 1000 万円）であれば、個別事情によってそれらを超過する原告らについては、「避難慰謝料月額 50 万円、故郷喪失慰謝料一人 200 万円」を上限として、超過分の認容も当然に求めている。

以上